

女性と人権

金城清子 聞き手／栗原淑江

一 日本社会と女性の人権

栗原 本日は、ご多忙中にもかかわらずインタビューを快くお引き受けいただき、大変にありがとうございます。先生には、女性の人権問題一般について幅広く語っていただくとともに、昨今ホットな話題となっている「生殖革命」についてもお話しいただければと思います。

先生は、弁護士として活躍された後、研究のためにハーバード・ロー・スクールに留学していらつしやいますね。

背景、経緯についてうかがいたいと思います。

金城 女性の人権とまでは言わないにしても、女性の地位の向上、女性も人間なんだという認識になったのは、日本の場合は戦後です。敗戦後、アメリカが日本の占領政策の第一に女性の解放を掲げています。ありがたいことに。その流れの中で、日本でも、女性の選挙権が認められ、憲法では第一四条で性による差別が禁止され、第二四条で「家制度」の廃止、個人の尊厳と両性の本質的平等が明文化されました。ですから、女性の人権を考える上では、日本国憲法は、まず第一歩だったと思います。

法律上の制度としては、「家制度」が廃止された。戦前の民法では、「家制度」のもと戸主が「家」を統轄していました。戸主になるのは原則として男性で、法律上、女性は、夫婦の財産関係、離婚、親子関係などあらゆる面で不平等に取り扱われました。女性は結婚すれば無能力者とされたのです。

栗原 法律的に女性は一人前には扱われず、「女子ども」と一くくりにされてきたのですね。

金城 一九七八年から一年間ですが、女性の視点で法律を見ることが必要だと考えまして。弁護士をしていて、法律の上で女性が公平に扱われていないと思っていたものですから。ハーバードでは、「女性と法律 (Women and the Law)」という講義を受講しました。日本でもそのような視点がやはり必要だと感じ、帰ってきて取り組んだのが「法女性学」です。その後、一九九三年にオーストラリアに行き、生殖革命と女性の人権の問題と取り組みました。

栗原 まず、日本で女性の人権が言われるようになった

金城 まさにその通りです。結婚した女性が実際に人間としての能力を失ってしまうわけではない。けれども、「家制度」のもとで夫の優位を確立しておくためには、妻はもう何もできない、法律上の行為ができませんよ、という仕組みが必要だったのです。こうした妻の無能力者制度も、憲法で廃止になり、「家制度」に基づく家族法——具体的に言えば民法第四、五編親族——が改正になりました。戦後の民主改革によって、原則として法律上は平等になったのです。

でもね、現実には決して平等にはならなかった。現在の民法にも「家制度」の残滓と言えるものが残っています。また、政治的には女性にも選挙権も被選挙権もある。けれども、日本において、女性が国会議員として国政の場に参加しているケースは本当にわずかです。事実上は全然平等ではないのが現状です。

その後、さらにもう一つの大きな波が押し寄せてきたと思います。それは一九七五年からの「国連婦人の一〇年」で、国連が世界的規模で男女平等を実現していこうとさまざまな努力をしてきたことです。これは、日本の

女性全体に対して大きなインパクトを与えたと思います。一九七九年には「女子差別撤廃条約」(正式には、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」)を採択しました。日本も一九八五年に、文明国の仲間はずれにされると大変だからというような雰囲気(笑)、批准しました。

この条約は、もう一つの女性の憲法だと言われます。そこでは、「国の完全な発展、世界の福祉及び平和の大義は、すべての分野において女子が男子と同等の条件下で最大限に参加することを必要としている」(前文)とされ、人類の発展と平和は、男女平等が確立されてはじめて実現されると考えられています。

栗原 「男女雇用機会均等法」もこの流れの中で制定されたのですね。

金城 そうです。同条約の批准という外圧が、「男女雇用機会均等法」の制定を実現させる契機となったと言えます。均等法も、できるときには企業の方がすぐ反対して、骨抜き形でした。たとえば、教育訓練・福利厚生・定年・退職・解雇については性による差別を禁止し

ました(第九、一〇、一一条)が、募集・採用・配置・昇進については努力規定(第七、八条)にすぎず、完全な差別禁止法とはなっていないかったのです。それが十年たって改正され、それなりにこ入れされました。その意味では少しずつですが、内実が変わってきていると言えます。

栗原 法律は整っても、現実には慣習や社会通念がまかり通り、実質的な男女平等が実現されていない面もありますね。特に労働の場での問題は深刻だと思われます。金城 日本で一番人権が守られていないのが企業。企業の前で日本国憲法は止まるんです(笑)。大多数を占めるサラリーマンが、自分の人権が守られないで、他人の人権もないですよ。日本の人権意識が低いのは、やむをえないだろうと思う。やはりサラリーマン一人一人が、本当に人間として尊重されているだろうかと思えるところから、日本の人権意識は始まると思う。

女性の問題は男性の問題でもあります。「女子差別撤廃条約」は、男女平等実現のために、性による分業の克服という方策を提示しています。男は仕事、女は家庭と

男女に異なった役割を課す性による分業は、女性の男性に対する経済的・精神的従属をもたらし、女性を二流市民としてさまざまな差別のもとにおいてきただけではないのです。男性に対しても、家庭での愛を基礎とする人間的な営みを否定し、産業社会発展のための戦士として労働や競争にかりたててきたわけです。

栗原 過労死や単身赴任は、日本に特徴的な現象ですね。

金城 日本で単身赴任の無効を訴える裁判を起こしても負けてしまいます。日本の最高裁判所は企業寄りの判断をする傾向があるからです。でも、たとえばアメリカでは、男性を転勤させるときには、妻の転勤先も企業が一生懸命探さなければならぬ。どうしてかと言うと、夫が転勤を拒否するからです。企業が思いやりを持っているからではない。「妻と一緒になければいけません」と夫が言うからなの。

栗原 それはステキですね(笑)。でも、日本でそれを言ったら出世は確実に遅れますね(笑)。

金城 今まで日本人は、ずっと何かのために生きてきた

んですね。戦前は国のためで、戦後は企業のため。もうそろそろ自分のために生きたいですね。そこから人権意識は確立していくのでしょうか。その中で男女平等も実現していくと思います。性による分業を変革し、男女がともに、その能力・個性・希望に応じて仕事と家庭に直接かわるような社会でこそ、男女がともに自由に、それぞれの個性にしたがって、幸福を追求していくことができるのだと思います。

ともあれ、こうした二つの波があつて、遅々とした動きかもしれないけれど、ずいぶん女性の生き方が自由になったと思います。私たちが大学を卒業したとき、仕事を続けましたと言ったら、世間からはヘンな人じゃないかと思われた。ところが今は、ほとんどの人が就職します。昔は皆、家事手伝いとかだったのに、今は違いますよね。女性の自由度も大きくなっていると思います。

一九九三年の世界人権会議では、女性の問題は人権の問題であることが改めて確認されました。女性の人権を確立していくことは、女性が人間として尊重され、自由な生き方の選択が許される社会を形成していくことでし

よう。

二 生殖革命と人権

(一) 生殖革命と自己決定権

栗原 次に、昨今の生殖革命がはらむ人権の問題についてうかがいたいと思います。先生はこの問題についての日本の第一人者で、さきの非配偶者間の体外受精をめぐる議論でも各方面から発言を求められています。生殖革命の現状についてお聞かせください。

金城 生殖技術には大きく分けて三つあり、①避妊、人工中絶など生殖力を抑制し、望まない子どもの出産を回避する技術 (contraception)、②これまでは子どもを持つことができなかった人々に子どもが産めるようにする技術 (procreation)、いわゆる不妊治療、③生命の質を選別する技術、に分類されます。ここでは主として②について話します。

不妊が医学的に研究の対象となり、治療が行われるようになったのは最近のことです。ホルモン剤の投与や、人工授精、体外受精など。男性側の不妊治療としては、

とによって観察とコントロールの対象とし、生殖に対して人為的に介入する手段を提供したわけです。その結果、体外受精技術は不妊の治療という範囲を超えて、新しい生殖の方法の一つとさえなろうとしています。生殖革命と言われる所以はここにあります。

具体的には、一九七八年にイギリスでいわゆる「試験管ベビー」ルイス・ブラウンが誕生して以来、宗教界などからの反対を受けながらも拡大し、関係法律も整えられ、不妊治療としての範囲内で各国で行われるようになっていきます。たとえばオーストラリアでは、一九八四年に世界でもっとも早く体外受精を規制する法律が制定された上で、生殖技術が広範に利用されています。

ところが、日本では法制定の兆しさえありません。その中で今回話題になっているのは、妻の妹の卵子を用いた非配偶者間体外受精による妊娠・出産です。日本産科婦人学会は夫婦間の体外受精しか認めていませんから、実施した根津医師はそのために同学会から除名され、治療の即刻中止を要求されています。根津医師などが提起している問題は、体外受精でも精子も卵子も提供

「配偶者間人工授精 (Artificial Insemination by Husband, AIH)」と「非配偶者間人工授精 (Artificial Insemination by Donor, AID)」があります。前者は、夫の精液を体外に取り出して精子の運動能力を高めるなどの措置をしてから子宮に送り込み、卵子を受精させる方法で、夫婦間のことですら倫理的、法的な問題はありません。後者は無精子症の夫のために他人の精子を提供してもらって使用するもので、日本でも一九四九年に慶応大学で最初のAID児が出生して以来、現在まで一万人ないしは三万人のAID児が出生しています。一九九七年には日本産科婦人学会も認めています。

栗原 それに対し、昨今話題になっているのは、卵子の提供による体外受精 (In Vitro Fertilization, IVF) です。金城 体外受精はもともと、女性側の不妊原因である卵管閉塞の治療法として登場したものです。精子と卵子の出会いである受精は、女性の体内の内奥での神秘のヴェールに包まれたことで、自然の摂理であるとして、人類の発生以来、長らく人間は介入できませんでした。体外受精は、この神秘の過程を試験管の中で行うこ

を認めていこうということです。

栗原 夫以外の男性の精子の提供ならよいのに、妻以外の卵子の提供は認められないというこの差は、どこからきているのでしょうか。

金城 一つには生理的な差があります。精子は簡単に体外に排出されるから、精子の提供者には提供にともなう危険はない。それに対し、卵子を提供するにはリスクがある。排卵誘発剤の投与や手術による採卵のために、提供者に危険が発生する可能性がある。まったく利益を受けない女性がそういうリスクを受けるのはいけないということです。認めない人もいるのです。

しかし私は、リスクについての十分な情報を与えた上で、それでも提供する女性がいたれば行ってもよいのではないかと考えています。精子と卵子は平行して考えられないかもしれないけれど、提供する女性の自己決定権を考えたおけばよいのではないかと。男性は自分で精子が作れなくても他人の精子で子どもを持てるのに、女性は卵子ができなければ子どもが持てないとなると、男女平等という点から言っても疑問があります。

ただ、根津医師の例で言えば、妻の妹さんが卵子を提供しているの、少し心配なところもあります。今後、本人の意思でなく周囲の圧力によって卵子提供が行われることがあるのではないかと心配です。

栗原 そういう道が開けると、たしかに提供できる立場にある人はプレッシャーを感じるかもしれませんね。臓器移植でも、たとえばある人が自分の子どもに腎臓を提供すると、他の患者の家族にも「あげばいいのに」という無言の圧力がかかりかねない。

金城 日本では自己決定権については皆が考えていかなければならない点です。かわいい子どものために進んで提供したいという場合にはかまわない。けれど、提供したくない場合にはきちんと断われることが大事ですね。

栗原 日本では全人口の一割の人が不妊であると言われるますが、それでも何としても子どもを持ちたいという人は多いのでしょうか。

金城 昔は子どもを産むのにあまり問題がなかったけれど、これからは高齢出産が増えますでしょ。三十五歳くらいからは非常に厳しい。妊娠しにくくなる。そうした

ます。

日本でも、医院内に「コーディネーター」をおいて相談に乗っているところもあります。けれど、だいたいは自分のところで成功した患者。カウンセラーではなくてリクルーターではないですか(笑)。日本でも自己決定権を確保する制度を整備する必要があると思います。本当に子どもを持ちたいのかということが、まず問われなくてはならない。

悪名高い産婦人科医もいます。女性の体を踏み台にお金を儲けているような。生殖革命でまた儲けようとする。保険適用などで取り締まっていかなければならないと思います。希望に添えないことがわかっていながら、信じられない過剰診療を行う場合もある。可能性がないのなら、引導を渡して他の生き方を助言するほうが親切だと思う。

栗原 最近では、子どもにこだわらずに自分らしく生きていければよいと考える女性も増えているようですが。

金城 そうですね。でも、それを主張するのは女性にとって勇気のいることだと思います。子どもがなくてもよ

例を含めて現在は一割。日本では、本当にその人が子どもを持ちたいと思っているのか、あるいは回りが圧力をかけているのか。それはきちんと区別しなければならなと思います。一人一人が本当に子どもを欲しているのであれば、治療を自由化しようということになってくると思います。しかし、不妊治療を受ける場合には、回りの圧力が働いてくるのではないというのが、私の心配です。

栗原 「女性は結婚し、子どもを産んで一人前」という社会通念に苦しんでいる人も多いと思います。

金城 ええ。よく外国では、女性の自己決定権を重視して、生殖医療を受ける場合には医者以外の人のカウンセリングを受けなくてはならないことになっています。その人が本当にそう考えているのかどうかを見極め、心理的なサポートをしてくれる。医者は、成功率は低いですが、副作用がありますよとかは言わないと思う。医者とは独立したカウンセラーがそうした情報を提供して、その上で生殖医療を受けたい人は受ける。カウンセリングを受けて、中にはやめようという人もいると思

い、夫と二人で人生を送りたいと決めても、夫や親族を説得しなければならぬ。離婚につながる可能性もあります。大変なことだと思うけれど、女性が人間として生きていくためには、必要ならば「ノー」と言う勇氣を持つことだと思います。

(二)産む権利・産まない権利

金城 中絶を含めた「産まない権利」についても同様です。戦前は、望まない妊娠をした女性は自殺したのです。若い女性が妊娠をした。男は逃げてしまう。結婚してくれればいいですよ。でも多くの男は逃げてしまう。あるいは結婚して夫ではない子どもを身ごもってしまった。しかし、中絶はできないわけだから、自殺しました。そういう名所があるそうです。そこに「思い止まってください」と立て札を立てたら、大勢の女性たちが相談にきたということです。戦前は、「父なし子」を産んだと言えば非難されたでしょう。親からは勘当され、援助してくれる人が誰もいなければ産むわけにはいかない。それで鉄道自殺――。

そういうことを考えると、自己決定権を確立していかないと、女性は自分の体を自分で使えないのです。そういう悲しさがあるだけに、どうしても自己決定権は譲れないと思う。「女子差別撤廃条約」にも、女性に対して「子の数及び出産の間隔を自由に且つ責任をもって決定する(男性と)同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する権利」を確保しなければならないと規定しています。

栗原 他方、アメリカでは有名な女優が精子バンクで購入した精子を用いて妊娠したことが話題になっていますが、独身女性の「産む権利」についてはどうお考えでしょうか。

金城 「産む・産まない」は女性の権利であり、人権です。そうであれば、夫がいるとかいないとかを条件にして制限するべきではない。理論的にはそう思います。けれども、実際にはほとんどの国で認めていない。アメリカでは商業化していますから自由ですが。ちなみにアメリカでは、精子バンクから購入した精子で年間約六万人の子どもが生まれています、そのうち少なくとも三千

人は避妊をしてほしいと思うのに男性が協力しない。そんな無責任なことではないですよ。

栗原 生殖革命によって「産む・産まない」をコントロールできる範囲が拡大し、そうした技術と自分自身の「思い」をどこでどう折り合いをつけるかという、かつてない難題が生じています。先生は、そうした背景をふまえ、社会に広く議論を起こすことを提案されていますね。

金城 私もメンバーになっている「厚生審議会先端医療技術評価部会」では、医師や研究者といった生殖技術の専門家だけでなく、倫理学、法学などの研究者が議論を重ねています。そろそろ公開シンポジウムや、公聴会を開催し、一般の人々の意見も聞いていきたいと思います。いうことになっています。主体者である女性を含め、一般の人々がこの技術の内容や方向を知り、方向の決定に参加していくことが重要だと思います。今後は宗教者なども含めて拡大する必要があるでしょうね。厚生省は審議会の議事録を全部公開しています。公開してもらったよかったと思う。最終的な結論は多数決になると思います

人の子どもが独身の女性から生まれていると言われます。ただ私は、商業化はするべきではないと思う。

一方、各国の現状としては、イギリスでは、子どもの幸福のためには夫が必要であるとの判断から原則として禁止されています。オーストラリアでは裁判が起り、人工授精を認めなくてはならないとする判決が出て、医者がやりたがらない。カナダでは、レスビアン女性の人工授精を断った医者が裁判を起こされて慰謝料を払わされた。カナダでは、独身女性にも人工授精を行うようになるでしょう。日本では裁判を起こしてもだめだと思います。でも、日本でも人工授精を望んでいる女性も多く、多様化しています。

妊娠した人が子どもを産めるような環境をつくっていくのはいいことだと思うのです。だから、未婚で産んだ子に対しての「非嫡出子」などという差別はなくしていく。未婚だつて何だつて自由に産めるような環境を整えていけば、中絶だつてますます減ると思います。また、避妊についての知識を持つようになれば、それを実行すればいいんですからね。ところがよく言いますね、女の

けれど。

栗原 結論的に言えば、先生は、条件が満たされれば生殖革命は推進されるべきだというご意見でしょうか。

金城 そういうことがあれば、私は認めていくべきだと思います。「世界人権宣言」にも、「すべて人は、科学の進歩およびその利用による利益を享受する権利を有する」とあります。男女平等の話でもあります。たとえば女性が卵子ができないときにはあきらめなさいというのは気の毒。アメリカなどでは、若い卵子の方が優秀だということで、年配の女性がわざわざ他人の卵子で妊娠することもあります。それは行き過ぎだと思えますね。そのようにエスカレートしないようにする必要があります。ありますが、私は、こういう技術があるならば、使いなさいとは言わないけれど、使いたいという人がいるならば使つてよいと思います。

少数者である不妊の人たちを差別するべきではありません。生殖技術は、家族、親子、性のモラル、女性の生き方など、保守的な領域へ革命的な変化をもたらしますから、ともすれば多数者の視点から考察され、面倒なこ

とを惹き起こさないために、技術の実施や研究を抑制する方向に向かいます。また、人間を対象とした生殖技術に対しては、多くの人々が漠然とした不安感や不快感を抱いているのも事実です。でも、技術的に可能なのに、その研究や実施を多数者の視点から安易に禁止し、抑制することの可否は、少数者である不妊の人々の生殖の自由という視点からも検討しなければならないと思うのです。生殖に関する自己決定権は、不妊でない人々の避妊や人工中絶の自由ばかりでなく、不妊の人々の生殖技術を利用する自由・権利でもあるはずだからです。

(三)生殖革命による家族概念の変容

栗原 今ご指摘のように、生殖革命は従来の家族観を大きく変貌させる契機になると思われます。たとえば、私が人工授精についてちょっと腑に落ちないのは、精子を提供してもらうことで男性の血縁は切れてしまうわけですが、これは血縁を重視する従来の家族観とは異なったベクトルを持つのではないかということです。夫はそうした状況を受け入れているのでしょうか。

りを知らない社会での父子関係を、マリノフスキーは次のように記しています。「原住民にとって、タマ(父)という言葉は『母の夫』の意味である。さらにタマは、『愛情と保護のもとに自分を育ててくれた男』であるという。……父は子どもたちにとっては親しい仲間であり、すすんで子どもたちの面倒をみるものであり、絶えざる愛情をもって接し、やがては子どもの教育にもたずさわる。……子どもの世話は夫のレッキとした仕事ともなっている。彼は子どもをあやしたり、背負ったり、洗ってやつたりしている。赤ん坊を腕や膝に抱いてあやすことは、父親の独自の役目であり義務でもある」(B・マリノフスキー著、泉靖一他訳『未開人の性生活』新泉社、一九七一年)。

ここでは、遺伝的なつながりがないと信じられているにもかかわらず、親密な父子の関係が形成されている。あるいは血のつながりがないとされるからこそ、父は子どもとの関係を築き上げるための努力を日々行っているのかもしれない。これは、父と子どもとの関係は、親となる意志、細やかな配慮、そして日常のふれあいのな

金城 人工授精はほとんど秘密なんですよ。当然、戸籍にも実子として記載する。ですから、本当は血のつながりがないのに、外見をつくらうことによって実は「家族度」を補強することになっている。子どもの幸せも妻の心情もまったく無視してね。男の面子を保っている。外見は保っているけれど、血縁ということで言えば「家族度」は断絶しているんです。ホンネと建前を使い分けている。非常に複雑です。日本は遺伝を重視する社会です。外国では養子でうまくいっている例が多い。あとから「産みの親」が出てきても子どもは全然動揺しない。誰が育てたかということがむしろ大事だと思いますね。

栗原 先生が『生殖革命と人権』で紹介されているトロブリアント島の親子関係をめぐるマリノフスキーの研究は、非常に興味深く読ませていただきました。

金城 あれは大変おもしろい話で、まさに親子ってああいうことではないかと考えさせられますね。その島は母系社会で、祖先の霊が母親の身体に入って子どもが誕生すると信じられていて、男性が子どもの誕生にかかわるとは考えられていないのです。父子の遺伝的なつなが

りで形成されるものであることを物語っています。

ふつうは「遺伝の親」と「育ての親」が一緒ですが、実は育てたからこそ親子関係ができるのに、「遺伝の親」だからといって育てることの大切さを忘れている場合がある。逆に、DNA鑑定で父親であることを強制的に認知させられて、遺伝的な親子関係が成立しても、父と子の愛情関係や人間関係はできあがらないんです。弁護士として父子関係確認を求める裁判に何回かかわった経験から、それを実感しています。

栗原 「遺伝の親」より「育ての親」でしょうか。とても示唆的な話だと思います。ただ「育ての親」の場合、法律上の問題はありませんか。

金城 人工授精の場合には精子提供者は秘匿されています。法律上の問題になるので、「遺伝の親」は親ではなく、提供を受けた方が親であることを法律で定めておかないと、子どもの奪い合いや、反対に養育拒否問題が起こります。三万人もの人工授精児が育っているのに、まだ日本にはそういう法律がありません。「誰が子どもの父なのか」ということを法的に明確に規定すること

は、生殖技術によって生まれる子どもを保護するために
も急務だと思えますね。

また、卵子を提供された場合や、日本では認められて
いませんが代理母が実施されている国では、「誰が子ど
もの母なのか」という問題も起こります。日本の法律
は、産んだ母と遺伝の母が違うことはありえない時代に
定められた。将来、卵子を提供した女性が母親になりた
いと裁判を起こしたらどう対処するのか、明確な答えは
なく、判例もない状態です。親族間で問題が起きた場
合、今の法律では子どもの地位が安定していません。子ど
もをつくりたい夫婦が不妊治療を受けるのは大事な人権
ですが、ただ、生まれた子どもが不幸にならないよう
に、子どもの人権を守る手当てを社会はしておかなくて
はならないと思います。

栗原 子どもが「遺伝の親」を知りたいと言いだしたと
きにはどうするのでしょうか。

金城 自分のルーツを知りたいということであるなら
ば、知る権利を保障する必要があります。そのために
は、提供者の記録を残しておかなければならない。記録

はあっても保存期間は五年くらいなので、今後、国が報
告をさせて、まず保存を始めなければなりません。認め
るかどうかは別問題として、まず保存は今日からでもす
ることが必要でしょう。記録がない状態のままAIDを
実施し続け、将来自分のアイデンティティを知ることが
できないで苦しむ子どもたちを誕生させていることに
は、大きな問題があります。

栗原 日本では、税制や年金制度を見てもまだ家族を単
位とした制度ですが、こういった新しい問題が出てくる
とその枠内におさまらないことが出てくる。生殖革命
は、家族を個人中心に見ていくきっかけになると考えら
れますが。

金城 そうでしょうね。たとえば親子は遺伝の関係に基
づくということが「家制度」を支えてきましたが、遺伝
に基づかない子どもがもう三万人も生まれている。そう
すると、親子というのは遺伝がなくてもいい、という社
会ができてくるかもしれない。それから養子にも抵抗が
なくなり、さらに、親子でなくても一緒に暮らしてい
かない、と。今、高齢者たちが一緒に助け合いながら

住んで、それを家族と言っている。それでいいのではな
いでしょうか。選択の自由が広がった方が幸せに近い。
皆が幸せになるわけです。枠が一つしかない、そこか
らはみ出た人がつらくなつては気の毒です。皆が尊重さ
れる社会が必要だと思います。

三 「女性の人権」の未来

栗原 最後に、昨今の「女性と人権」をめぐる状況につ
いて一言お願いいたします。

金城 最近、若い女性たちが保守的になってるのを感じ
ますね。他人と違うといじめられると言って、意見を
言わない。閉塞状態だと思います。学生さんも、入学し
てくるときは何も考えていない。授業で口をすっぱくし
て言う、だんだん変わってくる。教師としてそれは嬉
しいことです。だから、すべての大学で女性学のような
新しい考え方を教育していかないと大変なんだと思っ
ます。

いろいろな人がいるので、自分のやりたいことに挑戦
することから始めてもらいたいと思います。そうやって

みると、大切な自分なのはどうしてこんな問題があるの
かと思うし、それを克服するために、闘っているという
う気にもなると思う。自分がやりたいことを明確にし
て、それなのにできない、なぜだろう。私は人間として
尊重されていないわ。そこから、人権についての意識が
研ぎ澄まされてくるんだと思いますね。

夫のためとか、子どものためとか。それは夫にとって
も冒瀆だと思うんですよ。子どもはもう迷惑ですよ。母
原病と言いますでしょう。お母さんが何もかも犠牲にし
て子どものために尽くしたら、子どもは自由に羽ばたけ
ないじゃないですか。お母さんが自由になつてはじめて
子どもも羽ばたける。うちの子どもに、「小さいとき寂
しかったでしょう」と言うと、「ちようどよかったわ」
って言っています（笑）。まず女性自身が意識や感覚を
鋭くし、自分らしく行動していくことを期待します。

かつて、オーストラリアの女性から、「法女性学だの、
女性学だのをやっていて、フラストレーションがたまら
ないですか?」と聞かれたことがあります。理念として
は正しいはずなのに、現状の変革があまりにも遅く、イ

ライラしたり、落ち込んだりするのではないかと。一見、女性の状況の改善が日本に比べて進んでいるオーストラリアの現状を踏まえての質問だったので意外でした。ましてや日本の状況では……という意味も込められていたようです。

でも私は、男と女が、ともに人間として尊重される社会の到来は未来のことであるとしても、そしてさまざまな揺り返しはあるとしても、社会は必ずその方向に変化していくという信念を持っています。そして未来を語ることはとても楽しいことです。一人一人が、現状の変革のために、未来を見据えて、小さくはあっても地道な努力を積み重ねていきたいと思っています。

栗原 本日は貴重なお話をうかがわせていただき、大変ありがとうございました。

(きんじょう きよこ／津田塾大学教授)
(くりはらとしえ／東洋哲学研究所研究員)